

第1講 イン트로ダクション

～刑事訴訟法はどんな法律か？～

<学習目的>

皆さんがこれまで学習してきた六法のうち、刑事訴訟法（以下「刑訴法」）は、憲法の人権保障規定と刑法全般に密接に関連する法律です。

事件や刑事裁判に関しては、日々報道がなされていますから、刑訴法は皆さんにとってすでにそれ程遠い存在ではないかもしれませんが、裁判員制度の導入に伴ってより一層身近になっていく法分野といえるでしょう。

本講義では、刑事手続の流れを正確に抑えるとともに、法的問題に対して、根幹から考えていくリーガル・マインドを修得することを主たる目的として進めていきます。

1 刑事訴訟法の史的変遷

(1) 治罪法（1880〔明治13〕年：明治13年太政官布告37号）

＝わが国初の近代的刑事手続法令

(2) 刑事訴訟法（1890〔明治23〕年：明治23年法律96号）

＝旧々刑事訴訟法

(3) 刑事訴訟法（1922〔大正11〕年：大正11年法律75号）

＝旧刑事訴訟法

(4) (現行の) 刑事訴訟法（1948〔昭和23〕年：昭和23年法律131号）

＝日本国憲法の制定に伴う全面的な改正作業



旧刑訴下の実態の反省

⇒①適正手続の保障（憲31条）、②裁判を受ける権利の保障（憲32条）、③身柄拘束と捜索・押収に関する令状主義（憲33条、35条）、④弁護人依頼権（憲34条、37条3項）、⑤拷問および残虐な刑罰の禁止（憲36条）、⑥公平・迅速・公開の裁判を受ける権利（憲37条1項）、⑦証人審問権（憲37条2項）、⑧自己負罪拒否特権（憲38条）、⑨遡及処罰の禁止、一事不再理（憲39条）、⑩刑事補償（憲40条）

<主な変更点>

◇当事者主義構造の強化

◇捜査の適正化

◇証拠法の各種法則の採用（自白法則、伝聞法則）

◇上訴制度の整備

※刑事訴訟規則（昭和23年最高裁規則32号）（憲77条1項）

＝刑事手続を円滑に実施するための細目的・補充的事項

2 刑事訴訟法のイメージ

(1) 刑事訴訟法とは

= 刑事事件を処理する際の手続について定めた法律

犯人 ⇒ 刑法に基づいて刑罰が科される

= 「刑法を実現するための手続」

※①刑罰を科すのか否か（事実の認定）、②どのような刑罰を科すのか（量刑）

⇒ 「手続なければ刑罰なし」

※憲法 31 条：法律が必要



捜査で得られた証拠

⇒ 刑事訴訟規則（憲 77 条）

(2) 刑事訴訟法の目的

1 条 この法律は、刑事事件につき、①公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、
②事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。

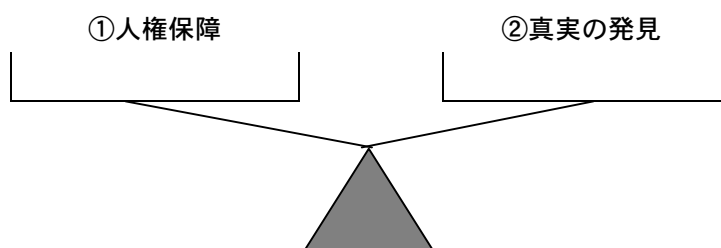
⇒ 「①（公共の福祉の維持）と人権保障を全うしつつ、②事案の真相を明らかにする」とは？

Q 殺人犯として逮捕された X は、警察官による拷問に耐えかねて犯行を自供した。

A > 「誰が犯罪を行ったのか？」など（②真実を追及する目的）は重要
> 人権侵害・そのおそれ

⇒ 刑事訴訟法の究極の目的

= ①人権保障と②真実の発見という 2 つの相反する要請を調和



刑事手続法規（刑訴法・規則等）の役割

⇒ 刑事手続制度の目的達成のために必要となる国家による基本権侵害の権限を付与
+ 国民の権利・自由に対する侵害・制約を正当で必要かつ合理的な範囲に限定

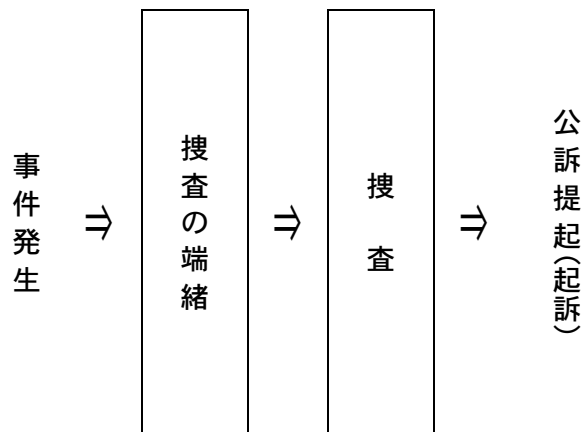
3 刑事手続の流れ

Q 公園で A がナイフで刺されて死亡しているのを通行人甲が発見し、110 番通報した。
警察は捜査の結果、犯人として X を逮捕した。

(1) 捜査

⇒ 犯罪が発生したと判断した場合に、犯罪の証拠や被疑者を保全すること

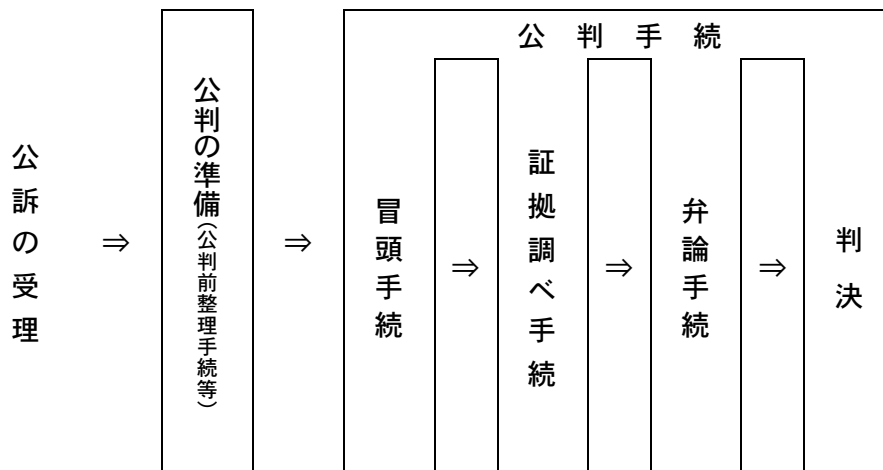
※ 捜査法：捜査の端緒から公訴提起（起訴）までの全手続



(2) 公判

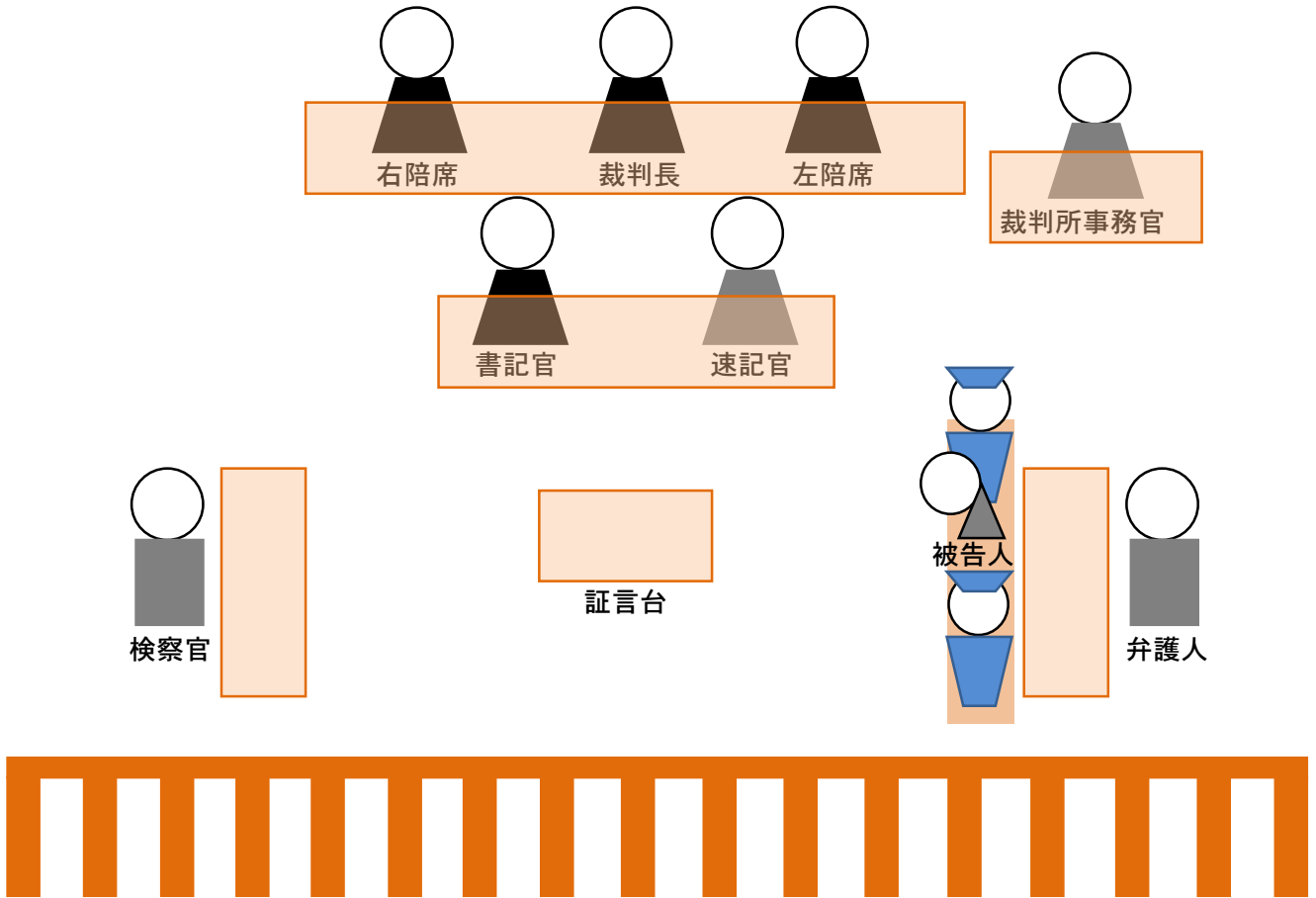
⇒ 実際に裁判をする際の手続

※ 公判法：公訴の受理から裁判が確定して、事件が裁判所を離れるまでの全手続



(例) 起訴状朗読, 証拠調べ, 判決など

<法 廷 図>



(3) 救済手続

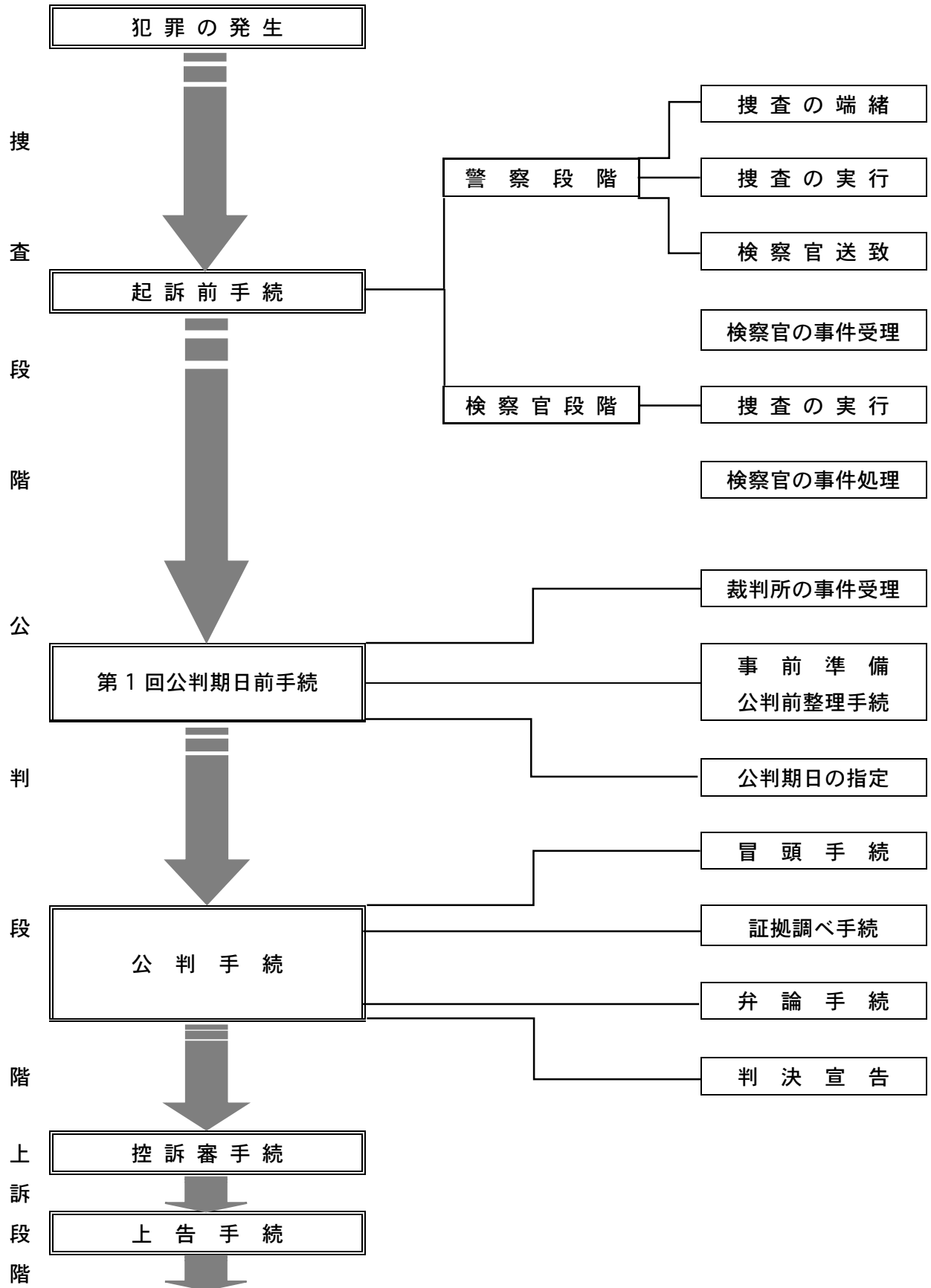
(例) 上訴, 再審など

(4) 刑の執行

=有罪: 刑の執行 (検察官の指揮)

無罪: 刑事補償

4 手続の流れのまとめ



等

(非常手続)



刑の執行手続